

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年 分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) よしむらみえこうえんかいながいしぶ

1 政治団体の名称 吉村みえこ後援会長井支部

2 主たる事務所の所在地 山形県長井市九野本1052

3 代表者の氏名 那須 猛

4 会計責任者の氏名 大道寺 信

事務担当者の氏名 飯鉢 文吉

(電話) 0238-84-1488



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☐ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☒ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類
区分 ☐ 現職 ☐ 候補者等
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類
区分 ☐ 現職 ☐ 候補者等

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,516,050 円
(前年からの繰越額)	206,041
(本年の収入額)	3,310,009
支 出 総 額	3,066,000
翌 年 へ の 繰 越 額	450,050

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	円
員 数	人

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	3,310,000 円	
(うち特定寄附)	()	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	3,310,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	()	
イ 政党匿名寄附		
合計 (ア+イ)	3,310,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
	円	
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	9	
合 計	9	

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金 額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備 考
土屋 周一	100,000 円	R6. 12. 3	山形県長井市時庭2532-5	会社役員	
飯鉢 文吉	200,000	R6. 12. 4	山形県長井市新町2-15	会社役員	
尾形 和夫	50,000	R6. 12. 4	山形県南陽市漆山1584-1	会社役員	
小笠原 和徳	100,000	R6. 12. 5	山形県長井市平山3313-2	会社役員	
小林 龍雄	100,000	R6. 12. 6	山形県長井市九野本2004-1	会社役員	
梅津 賢一	100,000	R6. 12. 6	山形県長井市九野本552	会社役員	
那須 猛	1,000,000	R6. 12. 9	山形県長井市幸町3-43	会社役員	
高橋 正美	50,000	R6. 12. 9	山形県長井市成田2005-1	会社役員	
渡辺 伸之	100,000	R6. 12. 9	山形県寒河江市大字寒河江塩水48-11	会社役員	
嵐田 良一	100,000	R6. 12. 10	山形県長井市台町1-13-18-18	会社役員	
須藤 良純	50,000	R6. 12. 10	山形県長井市舟場15-14 7カ7通り201	会社役員	
菅野 大輔	50,000	R6. 12. 10	山形県山形市花楸2丁目14-24	会社役員	
椎名 二男	100,000	R6. 12. 10	山形県長井市清水町2-9-37-2	会社役員	
高橋 勇喜知	150,000	R6. 12. 10	山形県長井市五十川 1041	会社役員	
金子 輝己	100,000	R6. 12. 10	山形県長井市緑町12-54	会社役員	
こ の 頁 の 小 計	2,350,000				
そ の 他 の 寄 附					
合 計					

(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金 額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備 考
佐藤 賢太	200,000 円	R6. 12. 11	山形県長井市台町22番3号	会社役員	
那須 暢史	200,000	R6. 12. 11	山形県長井市幸町3-6	会社役員	
鈴木 尚人	100,000	R6. 12. 11	山形県長井市平山1325-29	会社役員	
那須 正	200,000	R6. 12. 11	山形県長井市清水町1-9-19	会社役員	
沼澤 岩夫	30,000	R6. 11. 11	山形県長井市五十川4173-2	会社役員	
那須 斎	230,000	R6. 12. 12	山形県長井市時庭2526-1	会社役員	
こ の 頁 の 小 計	960,000				
そ の 他 の 寄 附					
合 計	3,310,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1)人 件 費		
(2)光 熱 水 費		
(3)備品・消耗品費		
(4)事 務 所 費		
小 計	0	
2 政治活動費		
(1)組織活動費	46,000	
(2)選挙関係費		
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	20,000	
ア機関紙誌の発行事業費		
イ宣伝事業費		
ウ政治資金パーティー開催事業費		
エその他の事業費	20,000	
(4)調査研究費		
(5)寄附・交付金	3,000,000	
(6)その他の経費		
小 計	3,066,000	
合 計	3,066,000	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分				組織活動費 (会議費)
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	円					
こ の 頁 の 小 計	0					
そ の 他 の 支 出	46,000					
合 計	46,000					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 その他の事業費（オレンジの会事業費）			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の 氏名（団体にあっ ては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあつては、主 たる事務所の所在地）	備 考
	円				
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	20,000				
合 計	20,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 寄附・交付金 (寄附)			
支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
寄附金	3, 000, 000 円	R6. 12. 12	元気未来！やまがた	山形県山形市緑町4-3-9	
こ の 頁 の 小 計	3, 000, 000				
そ の 他 の 支 出					
合 計	3, 000, 000				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	☐	☒	
イ 建物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 10 日

政 治 団 体 の 名 称

吉村みえこ後援会長井支部

会 計 責 任 者 の 氏 名

大道寺 信



※ 代 表 者 の 氏 名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。